

**消費税・地方消費税 10% 引上げにかかる
低所得者(非課税世帯)・子育て世帯向けプレミアム付商品券取扱い
発行総額 2億円!!**



【参加店を募集します】

消費税・地方消費税の10%引上げに伴い、低所得者(非課税世帯)および子育て世帯(0~2歳児)の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として、「二本松市プレミアム付商品券」を発売することとなり、次によりこの商品券取扱い参加店を募集いたします。

この商品券のプレミアム率は25%!! 参加金無料で換金手数料(一部例外有)も掛かりません!

★★ 募集要項 ★★

- 【参加資格】 二本松市内で事業を営んでいる事業所
※ただし、各種金券、各種商品券、切手、印紙、タバコ、不動産、金融商品等および国税・地方税や使用料等の公租公課への支払いには使用できません。
- 【募集期間】 参加店チラシ等への掲載の都合上、7月5日(金)までにお申込みください。それ以降も随時参加を受付ますが、参加店チラシ等への掲載はできませんのでご了承ください。
- 【申込方法】 別紙参加店申込書に必要事項を全て記入し、下記主催団体へFAX又は郵送願います。
- 【参加金】 無料
- 【発売日時】 令和元年9月24日(火)~12月27日(金)の平日・午前9時~午後5時
※ただし、9月22日(日)、10月20日(日)、11月10日(日)、12月15日(日)に限り、特別発売いたします
- 【発売場所】 二本松商工会議所、あだたら商工会安達・東和・岩代各振興センター(計4ヶ所)
- 【商品券】 1セット(4,000円で販売)は、額面500円の商品券が10枚(5,000円分)・最大5セットまで購入可能
- 【使用期間】 令和元年10月1日(火)~令和2年1月31日(金)までの4ヶ月間
- 【換金方法】 ①二本松市内の金融機関(東北労働金庫・ゆうちょ銀行を除く)で換金できます。原則として、参加店申込書に記入した振込先口座と同一の金融機関でのみ換金可能です。
※換金取扱金融機関に口座をお持ちでない場合は、主催団体へご相談ください。
②換金申請の締日は毎月5日・20日とし、締日から一定期間後(7営業日後予定)に指定口座へ振込となります。(最終の申請日は、令和2年2月20日(木)予定)
③換金手数料は一切掛かりません。(一部例外の場合があります)
④詳しい換金方法については、後日参加店に案内いたします。
- 【その他】 参加店には、後日取扱詳細を記載した要綱及び参加店ポスター等販促ツールを配布いたします。又、参加店チラシやホームページ等で紹介いたします。

●重要

この商品券は、現在二本松商工会議所が発行している「二本松市共通商品券」、(協)岩代スタンプ会発行の「岩代共通商品券」、(協)東和サービス店会発行の「東和共通商品券」とは異なるものですので、混同しないようご注意ください。

■主催団体：二本松市プレミアム付商品券事業実行委員会

- ・二本松商工会議所 TEL：23-3211 FAX：23-6677
- ・あだたら商工会【安達振興センター】 TEL：23-5854 FAX：22-4438
【東和振興センター】 TEL：46-2702 FAX：46-2729
【岩代振興センター】 TEL：55-2241 FAX：55-2242
- ・二本松市 TEL：23-1111(内線218)(プレミアム付商品券事業専用ダイヤル)